平成３０年（フ）第８８６号
札幌市中央区宮の森１条10丁目４番30号　Ｓｅｔａ’ｘ宮の森202号
債務者　齋藤　織江
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８８７号
札幌市西区琴似１条７丁目３番８―507号
債務者　齋藤　愛梨
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第９００号
札幌市東区北20条東17丁目３番４―505号
債務者　菊地　繭美
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第９１２号
札幌市白石区北郷１条１丁目３番５号
債務者　澤　　智子
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第９２７号
札幌市手稲区西宮の沢１条５丁目３番７号　ソフィール・ミナミ102号
債務者　吉田　智美（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１１４号
釧路市美原３丁目30番11号
債務者　小林　圭子
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第１５４号
岩手県花巻市四日町３丁目１番11号
債務者　藤原　敏男
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第２８３号
埼玉県坂戸市伊豆の山町11番地（22―405）
債務者　山田　重美
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２９５号
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷345番地18　滝島ハイツＣ―103号、前住所埼玉県川越市的場２丁目23番地12
債務者　行木　裕二
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２９８号
埼玉県狭山市入間川３丁目22番６号
債務者　内田　　勉
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第３１１号
埼玉県入間郡毛呂山町岩井西２丁目５番地５　メゾンドフォレスタ102号
債務者　浦野　和夫
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第３２０号
埼玉県川越市神明町49番地１（川越神明町団地３号棟202号室）
債務者　大橋　昌代
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第７３号
千葉県成田市並木町221番地443（ハピネスハイム１Ｂ）、申立時の住所千葉県山武市板中新田169番地21
債務者　大野　智子
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第３２９号
大阪府南河内郡河南町さくら坂南３番６号、営業所大阪府南河内郡河南町大字白木1282番地４
債務者　ｃｏｌｚａｆｌｏｗｅｒこと　樹　未菜
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４１１号
堺市中区深阪４丁１番16―207号、前住所堺市中区深井中町999番地１深井ニューグリーンハイツ103号
債務者　白石　　智
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４２０号
大阪府松原市南新町３丁目11番44号
債務者　溝口　昌美
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係